

令和5年第3回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 令和5年9月8日台風13号による
福祉施設の被害状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 災害ボランティアセンターの活動状況等について・・・・・・・・ 4
- 3 茨城県身体障害者補助犬給付事業の対象者拡大について・・・・・・・・ 6
- 4 教育・保育施設等における送迎バスに対する
安全装置の整備状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 保育所等の待機児童数について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 児童虐待相談対応件数（速報値）について・・・・・・・・ 9
- 7 株式会社ホーユーによる茨城学園の給食停止について・・・・・・・・ 10
- 8 県有施設・県出資団体の今後の対応方針
・社会福祉法人茨城県社会福祉事業団の自立化について・・・・・・・・ 11
・青少年会館の次期指定管理について・・・・・・・・ 16

令和5年9月14日

福 祉 部

令和5年9月8日台風第13号による福祉施設の被害状況等について

福祉部

1 福祉施設の主な被害状況等について【9月13日18時現在】

(1) 高齢者施設

- 日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、東海村の5市村の施設で床上浸水等の被害があり、日立市の1施設（デイサービス）については、9月18日まで休止
- 全ての施設において人的被害はなし

市町村	被災状況	対応状況
日立市	床上浸水：2施設	1施設は通常通り運営している 1施設は9月18日まで休止
高萩市	床上浸水：2施設	既に排水を終了しており、現在は、全施設通常通り運営している
北茨城市	床上浸水：3施設	
ひたちなか市	床下浸水：1施設	
東海村	床上浸水：2施設	

(2) 障害者施設

- 日立市、高萩市、北茨城市の3市の施設で床上浸水等の被害があった
- 北茨城市の1施設（放課後等デイサービス等）については、利用希望者に限定してサービス提供を行っている（併せて、近隣の系列施設の代替利用を検討中）
- 全ての施設において人的被害はなし

市町村	被災状況	対応状況
日立市	床上浸水：2施設	既に排水を終了しており、現在は、全施設通常通り運営している
北茨城市	床上浸水：1施設	利用希望者（日中家庭での世話が困難）に限定してサービス提供中
	床下浸水：1施設	運営に支障なし

(3) 認定こども園

- 北茨城市の施設で床上浸水の被害があり、9月15日まで休園
- 9月19日から代替施設（北茨城市生涯学習センター分館「期待場」）で再開予定
- 人的被害はなし

市町村	被災状況	対応状況
北茨城市	床上浸水：1施設※	9月15日まで休園 9月19日から再開（代替施設）

※ 同一法人が運営する放課後児童クラブが、認定こども園に隣接しており、床上浸水の被害があったが、認定こども園と同様に代替施設で19日から再開予定

2 災害ボランティアセンターの開設状況について

○ 高萩市災害ボランティアセンター

場 所：総合福祉センター（高萩市春日町3-10）

開設日：9月9日 災害ボランティア募集開始：9月10日

○ 北茨城市災害ボランティアセンター

場 所：北茨城市役所 西側多目的棟（北茨城市磯原町磯原1630）

開設日：9月9日 災害ボランティア募集開始：9月10日

○ 日立市災害ボランティアセンター

場 所：日立市社会福祉協議会（日立市幸町1-17-1）

開設日：9月11日 災害ボランティア募集開始：9月11日

災害ボランティアセンターの活動状況等について

福祉部福祉政策課

1. 台風第13号に伴う災害ボランティアセンターの活動状況等

(1) 災害ボランティアセンターの概要（9月12日現在）

市町村	開設日 募集開始日 活動開始日	被災状況	ニーズ 受付 件数	ニーズ対応 件数 (うち終了件数)	活動 人数	募集 範囲
高萩市	9月9日(土) 9月10日(日) 9月11日(月)	床上：162件 床下：265件	70	32 (24)	70	限定 なし
北茨城市	9月9日(土) 9月10日(日) 9月11日(月)	床上：159件 床下：82件	63	6 (3)	22	限定 なし
日立市	9月11日(月) 9月11日(月) 9月12日(火)	床上：22件 床下：88件	68	14 (1)	20	限定 なし

(2) 県・県社協による主な支援状況（9月14日現在）

①災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援

- ・県と県社協が連携して職員を現地派遣し、9月9日(土)に3市を現地確認。
- ・災害初動期対応チームの派遣（3名/日）
北茨城市・高萩市 9月10日(日)～、日立市 9月13日(水)～
- ・災害ボランティアセンター長の補佐役として、災害ボランティアの募集や現場の調整などセンター運営に積極的・主導的に関わる専属職員を派遣
- ・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣（5名/日）
北茨城市・高萩市 9月11日(月)～、日立市 9月13日(水)～
- ・災害ボランティア用資機材の調達（搬入）
北茨城市・高萩市 9月10日(日)

②災害ボランティア募集の周知等

- ・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信
- ・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信
- ・市町村や市町村社会福祉協議会、県内NPO法人等への協力要請
- ・県内企業、周辺の大学や高校への個別協力依頼
- ・メディアへの定期的なプレスリリースの実施

※今後の予定

- ・遠方からのボランティア参加を促進するための災害ボランティアバスの運行
- ・県職員及び市町村職員へのボランティア活動参加の協力要請

(3) 義援金の設置

- ・名称：茨城県2023年台風第13号に係る災害義援金
- ・受付機関：日本赤十字社茨城県支部、茨城県共同募金会
- ・募集期間：令和5年9月13日(水)～令和5年12月31日(日)
- ※義援金は茨城県で設置する義援金配分委員会で配分額を決定し、被災者に配分

2. 台風第2号に伴う取手市災害ボランティアセンターの活動報告

(1) 取手市災害ボランティアセンターの概要

設置期間：令和5年6月5日（月）から7月3日（月）まで

※一般ボランティアの実活動日数：24日間

設置場所：取手市社会福祉協議会藤代支所（取手市藤代庁舎内）

運営主体：取手市社会福祉協議会

(2) 活動結果

○災害ボランティアの活動人数：延べ1,045人

※活動内容：主に室内の片付け、土砂撤去、災害ゴミの選別・搬出など。
支援団体と連携し床板はがしや床下乾燥などのニーズにも対応

○ニーズ受付件数：383件（キャンセルを含む）

○ニーズ対応件数：274件 ※キャンセル109件を除き、全て対応完了した

(3) 県及び県社協による主な支援内容

①災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援

- ・災害初動期対応チームの派遣〔延べ24人〕
- ・災害ボランティア用資機材の調達〔スコップ200個、ドライワイパー100個、一輪車20台等〕
- ・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣〔延べ132人〕
- ・マッチング支援システムの運用支援のための県職員の派遣

②災害ボランティア募集の周知等

- ・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信
- ・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信
- ・市町村や市町村社会福祉協議会、県内NPO法人等への協力要請
- ・周辺の大学や高校への個別の協力依頼

(4) 課題及び今後の対応

○課題1：災害ボランティアの募集範囲

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの募集開始時に募集範囲を市内在住者に限定。翌日に県内全域等に拡大。

(今後の対応)

募集や現場の調整などセンター運営に、より積極的・主導的に関わる職員を専属的に配置し、センターの運営支援を強化。

○課題2：迅速かつ的確な被災者ニーズの把握

被災者の不在やボランティアへの遠慮などでニーズの把握が遅くなったケースが見受けられた。

(今後の対応)

ニーズ調査における訪問のスピードや頻度を上げるため、人員体制を強化。

被災者に寄り添った丁寧な聞き取りができるよう、マニュアルの改訂や研修の充実により支援スキルを向上。

○課題3：現場での支援活動等についての情報発信

被災者ニーズ、災害ボランティアの活動状況などが広く伝わるような情報発信が必要。

(今後の対応)

特設ウェブサイトでの情報発信の充実やメディアへの定期的な情報提供などにより広報活動を強化。

茨城県身体障害者補助犬給付事業の対象者拡大について

福祉部障害福祉課

1 茨城県身体障害者補助犬給付事業

(1) 目的

視覚障害者等に対して、身体障害者補助犬（盲導犬等）を給付し、その行動範囲を拡大することによって、社会参加等を促進することを目的としている。

(2) 対象者の拡大

当事者や関係団体などの意見を踏まえ、盲導犬について、2023年7月1日から給付対象を「視覚障害1級又は2級の者」と拡大した。

改正後	改正前
① 視覚障害1級又は <u>2級の者。</u>	① 視覚障害1級又は <u>これに準ずる者。</u>
② 肢体不自由1、2級又はこれに準ずる者。	② 肢体不自由1、2級又はこれに準ずる者。
③ 聴覚障害2級又はこれに準ずる者。	③ 聴覚障害2級又はこれに準ずる者。

※県内の視覚障害者数（2022年3月31日現在）

1級：2,218人 2級：1,869人

2 補助犬の給付実績

(1) 給付実績

過去5年間は1～3頭で推移している

単位：頭

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
頭数	2	1	1	3	3

(2) 補助犬（盲導犬等）給付までの手続きの流れ

- ① 利用希望者が申請（居住市町村を經由）
- ② 申請書に基づき、県が申請者の住環境等を調査した上で、給付予定者を決定
- ③ 県が、補助犬訓練施設に育成を委託
（育成期間：約6カ月～1年程度）
- ④ 育成後、申請者へ補助犬を引き渡し

教育・保育施設等における送迎バスに対する 安全装置の整備状況について

福祉部子ども政策局 子ども未来課
福祉部 障害福祉課

1 国の調査結果等について

昨年9月に静岡県で発生した、送迎バスの児童置き去り事故を受け、本年4月から送迎バスの安全装置の整備が義務化されたため、本年5月に国において教育・保育施設等における6月末時点での安全装置の整備状況の調査を実施したところである。

(1) 調査結果

	送迎バス 実施施設 数	送迎バス の運行台数 A	6月末時点 の整備完了 及び整備予 定台数 B	整備割合 (B/A)
茨城県	547	1,384	833	60.2% (全国平均 55.1%)

(2) 上記(1)のうち福祉部所管施設における送迎バスの整備状況

区分	対象施設	送迎バス 実施 施設数	送迎バス の運行台 数 A	6月末時 点の整備 完了及び 整備予定 台数 B	整備割合 (B/A)
教育・保育 施設	保育所	53	64	42	65.6%
	認定こども園	167	362	316	87.3%
	私立幼稚園	51	130	108	83.1%
	地域型保育事業	1	1	1	100.0%
	認可外保育施設	14	26	15	57.7%
障害児通 所支援事 業所	児童発達支援センター	3	6	4	66.7%
	指定児童発達支援事業所	61	163	95	58.3%
	放課後等デイサービス	144	434	227	52.3%

※調査は上記施設の他、教育庁所管施設の特別支援学校等が含まれる

(3) 6月末時点の主な未整備の理由

- バスの運行を行わない期間に整備を進めるよう調整したため
- 機器の調達が困難だったため

2 9月末の整備割合の見込み及び今後の対応

区分	対象施設	9月末時点整備割合 (見込み)	未整備の事業所に対する 今後の対応
教育・保育 施設	保育所 等	99.7%	・整備について、個々の施設に 対し、より強く働きかけを行う ・バス乗降時の確認や登園管理 の徹底について指導する
障害児通 所支援事 業所	児童発達支援センター 等	93.8%	

※対象施設は、上記1(2)の表中の対象施設と同様

保育所等の待機児童数について

福祉部子ども政策局子ども未来課

1 待機児童数の状況等

仕事と子育ての両立を実現しながら安心して子育てができる環境づくりのため、待機児童解消を目指し、保育の受け皿整備を進めてきた結果、令和5年4月1日現在の待機児童数は**5人**（前年同日比3人減）となった。

(1) 待機児童数等の年度別状況

	R1	R2	R3	R4	R5
	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
施設・事業数	752	784	820	835	848
利用児童数(人)	56,380	58,651	59,499	59,544	59,361
待機児童数(人)	345	193	13	8	5

(2) 待機児童の状況

待機児童5人全員が、医療的ケア児など特別な支援を必要とする児童である

(3) 待機児童減少の主な要因

- ・ 保育所や認定こども園の整備
- ・ 幼稚園の認定こども園化
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業や家庭的保育事業）の整備 など

2 今後の対応

- ・ 利用児童数が増加している地域では、需要動向を見極めながら、保育の受け皿整備を進める一方、既に利用児童数が減少している地域では、施設の統廃合を見据えた検討を進めるなど、地域の実情に応じた対応を進めていく。
- ・ 併せて、障害児保育に係る研修を実施し、保育所等に勤務する保育士や看護師の対応能力向上を図ることにより、障害児や医療的ケア児の受入れ環境を整備する。

児童虐待相談対応件数（速報値）について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 児童虐待相談対応件数の概況

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、2022（R4）年度においては、4,033件（速報値。前年度比約1.1倍）と過去最多を更新する見込み。

○茨城県の虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2018(H30)	2,687	5,995	44.82
2019(R1)	3,181	6,754	47.10
2020(R2)	3,478	6,754	51.50
2021(R3)	3,743	8,372	44.71
2022(R4)	4,033	7,825	51.54

○全国の児童虐待相談対応件数の推移

年度	虐待相談	全相談	割合(%)
2018(H30)	159,838	504,856	31.66
2019(R1)	193,780	544,698	35.58
2020(R2)	205,044	527,272	38.89
2021(R3)	207,660	571,961	36.31
2022(R4)	219,170	集計中	—

2 増加の背景

- ・児童虐待に対する社会的な関心の高まりによる通報の増加
- ・警察が把握した児童虐待情報の県への全件提供

3 件数増加への対応

(1) 児童相談所体制の強化

- ① 国のプランに基づき、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員
- ② 「茨城県子どもを虐待から守る条例」に基づき、国の基準以上の人数を配置
(参考) 2023年（R5）の配置数

区分	国基準	県の定数 (会計年度含む)	差
児童福祉司	128人	140人	+12人
児童心理司	42人	58人	+16人

(2) 早期発見、早期対応のための通報・相談窓口の整備

- ① 全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知・普及と、24時間体制での電話相談受付対応
- ② 2023年（R5）2月から、メッセージアプリ「LINE」を活用した相談を開始

(3) 一時保護専用施設の設置

- ① 通報の増加に伴い、一時保護も増加しているため、民間施設に一時保護専用施設を設置
- ② 2023年（R5）8月末現在、2施設で開設し10人分の枠を確保。2024年（R6）4月にはさらに3施設を追加で開設し、計5施設で20人程度までの拡充を図る。

株式会社ホーユーによる茨城学園の給食停止について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 経緯

(1) 茨城学園において、入所児童への食事の提供（毎日3食）のため、株式会社ホーユー（広島県広島市）と給食業務委託を締結

【業務委託範囲】献立の計画、食材調達、調理作業、衛生管理、施設等管理 等

※ 2021年から3年間の長期継続契約

(2) 2023年9月5日（火）、茨城学園が、同社の調理担当従業員から給食事業の継続が困難となる旨の報告を受ける。

(3) 同社に連絡を試みるも繋がらず、茨城学園と当該従業員が調整し、12日（火）まで朝食のみ、在庫食材で当該従業員が調理、提供することとなった。

2 対応状況

(1) 6日（水）以降の児童への食事については、茨城学園において、県内の食品事業者の弁当を手配しており、当面の食事の提供は対応済み

(2) 給食委託業務の契約期間は2024年3月31日までであるが、株式会社ホーユーによる事業継続は不可能と判断し、茨城学園において後継の委託事業者を選定中

3 参考：茨城学園（児童自立支援施設）について

- ・ 設置者：茨城県
- ・ 目的：家庭・学校・地域に適応できず、問題行動を起こした児童や生活指導を必要とする児童を受け入れ、自立支援を行う。
- ・ 所在地：那珂市後台1484-1
- ・ 入所児童数：24人（2023年9月1日現在。定員44人）
- ・ 施設構成：男子寮3寮、女子寮1寮

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団の自立化について

福祉部障害福祉課

1 現状

(1) 社会福祉事業団の概要

- 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県が設置する「あすなろの郷」の指定管理者として運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設を運営。
- 平成 14 年度から経営の指針となる「中期経営計画」を概ね 5 年ごとに策定し、県の財政的関与の縮減、施設管理の見直しと経営の効率化、自主・自立した運営の実現を目指し経営改革に取り組んできた。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地	設立時期	昭和 39 年 10 月 5 日
代表者	理事長 中島 敏之	基本財産	10,000 千円（県 100%）
設立目的	県が設置する社会福祉施設の管理運営を行うとともに、自ら社会福祉施設を運営し、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主な事業	県立あすなろの郷管理運営事業（指定管理の受託） 福祉サポートセンターあすなろ（グループホーム、通所事業所等）等 運営事業		
役職員数	役員：9 人（常勤 2 人、非常勤 7 人） ※県福祉部長が理事に就任 職員：400 人（正規職員 232 人、非正規職員 168 人） ※県派遣職員 3 人（事務 1 人、医師 2 人）を含む。		

(2) 社会福祉事業団の現状

① 決算状況

- 平成 26 年度以降、経常増減及び年度末現在での正味財産ともにプラスであり、財務的には概ね健全な状況。

（単位：百万円）

年度	H26	R2	R3	R4	R4-H26
経常収益	3,662	3,170	3,264	3,224	△ 438
経常費用	3,432	3,155	3,232	3,202	△ 230
経常増減 ^{※1}	230	15	32	22	△ 208
正味財産 ^{※2}	555	632	663	686	+ 131

※ 1：当該年度の経常収益から経常費用を差し引いた金額。

※ 2：当該年度末の資産から負債を差し引いた正味財産の金額。

② 県の財政的関与の状況

- 補助金（本部運営費に係る補助）については、毎年、事務経費の 5% 削減に努め、令和 4 年度は、平成 26 年度と比べて 4 百万円の削減。

（単位：百万円）

年度	H26	R2	R3	R4	R4-H26
補助金 ^{※1}	52	49	46	48	△ 4
指定管理料 ^{※2}	3,098	2,817	2,879	2,852	△ 246
うちあすなろの郷分	3,041	2,817	2,879	2,852	△ 189
委託料 ^{※3}	—	9	11	11	+ 11
合計 ^{※4}	3,150	2,875	2,936	2,911	△ 239

※ 1：本部運営費（本部役職員人件費及び事務費）に係る補助。

※ 2：こどもの城（H30 まで）及びあすなろの郷の指定管理。

※ 3：触法障害者への支援に関する事業の受託。

※ 4：県からの貸付金又は損失補償、債務保証はない。

③あすなろの郷の指定管理における県費負担額

- 平成 22 年県出資団体等調査特別委員会における「あすなろの郷の運営費における県費負担額の抑制」として「平成 23 年度までに 6 億円まで削減」との提言を踏まえ、事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成 23 年度までに 6 億円まで削減する目標を達成。

(単位：百万円)

年 度		H21	H22	H23	H23-H21
指定管理料		3,390	3,316	2,981	△ 409
内 訳	障害福祉サービス報酬等*	2,618	2,659	2,651	+ 33
	県費負担額	772	657	330	△ 442

*障害福祉サービスを提供した場合に施設に対して支払われる公費。

- 平成 26 年度以降、令和 3 年度及び令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い短期入所等の利用や障害福祉サービス報酬等の収入が減少した一方で、入所者の感染防止対策等に経費がかさんだため増加したものの、概ね横ばい傾向。

(単位：百万円)

年 度		H26	R2	R3	R4	R4-H26
指定管理料		3,041	2,817	2,879	2,852	△ 189
内 訳	障害福祉サービス報酬等	2,654	2,551	2,507	2,485	△ 169
	県費負担額	387	266	372	367	△ 20

(3) 過去の県出資団体等調査特別委員会における提言及び対応状況

①平成 22 年県出資団体等調査特別委員会における提言及び対応状況

提 言 内 容	対 応 状 況
○ 県立あすなろの郷の運営費における県費負担額については、平成 23 年度までに県が政策的に負担するとしている 6 億円まで削減するよう、全力で取り組むべきである。	○ 事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成 23 年度までに 6 億円まで削減する目標を達成。

②平成 26 年県出資団体等調査特別委員会における提言及び対応状況

提 言 内 容	対 応 状 況
○ あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。	○ あすなろの郷の建て替えについては、県立施設の果たすべき役割とそれに基づく施設の機能や規模、民間法人の活用について検討し、令和元年 10 月にあすなろの郷再編整備計画を策定するとともに、保護者等の不安に対応するため、令和 2 年 12 月に一部を変更した。 ○ 当該計画では、県は民間事業者において処遇困難な最重度の障害者への支援に特化するとともに、民間事業所との連携・協力体制を確保しつつ、地

提 言 内 容	対 応 状 況
<p>○ あすなろの郷の建て替えについては、入所困難度に地域差があることから、圏域内で分散配置ができないかなど、県の障害福祉計画全体の中で検討していくべき。</p> <p>○ 社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化、組織のスリム化などにより、<u>自主・自立した運営を目指すべき。</u></p>	<p>域移行の推進や在宅障害者の支援強化等に取り組むこととしている。</p> <p>○ なお、現在、当該計画を基に施設の再編整備事業を進めており、今後、障害者がそれぞれの状況に応じて生きがいを持って生活できる環境の整備を進めていく。</p> <p>○ 社会福祉事業に集約すべきとの意見を受け、平成30年度末で「こどもの城」の指定管理業務の受託を終了した。</p> <p>○ 今後とも経営資源の選択と集中を進め、自主・自立した運営が図られるよう指導していく。</p>

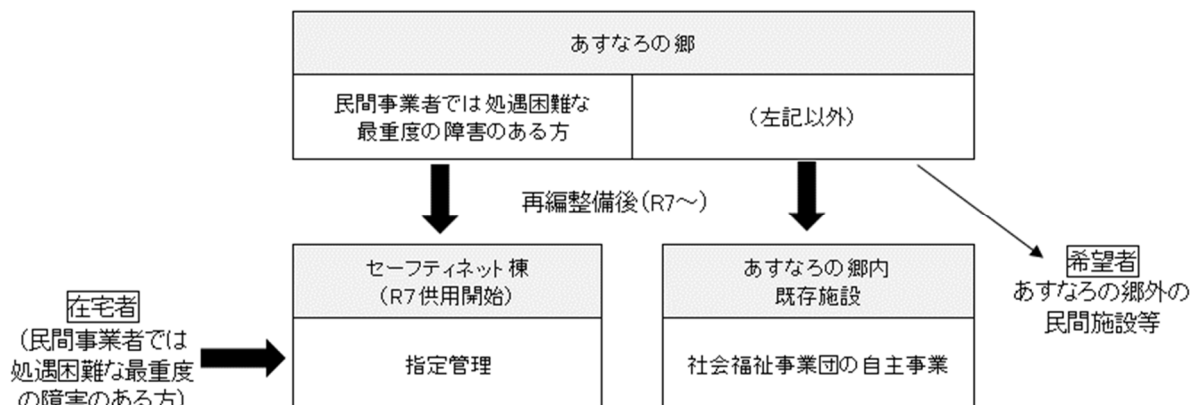
2 課題

(1) 自主・自立した運営

- 平成26年県出資団体等調査特別委員会における「自主・自立した運営を目指すべき」との提言を踏まえ、これまで「こどもの城」の指定管理業務の終了など、経営資源の選択と集中を進めるとともに、事務部門の合理化や組織のスリム化に取り組んできた。
- 令和7年度からは、あすなろの郷再編整備計画に基づき、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所する「県立施設（セーフティネット棟）」と、それ以外の方が入所する「事業団の自主事業（既存施設）」に分かれ、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくこととなることから、より自立した運営が必要である。

(2) あすなろの郷再編整備計画（令和2年12月一部変更）

- 民間事業者では処遇困難な最重度の方が入所するセーフティネット棟を新たに整備、それ以外の方の支援には敷地内の既存施設を活用した事業団の自主事業により対応。
- 新たに整備するセーフティネット棟は、令和7年度からの供用開始を予定。



(3) 入所者の重度化・高齢化

- あすなろの郷では、入所者の心身機能の低下など重度化・高齢化が進んでおり、それらに配慮した支援の実施が必要になっている。また、強度行動障害を抱える入所者への対応には、障害特性を深く理解したうえで適切な支援を実施し、問題行動の軽減を図る必要がある、こうした支援に対する専門知識と高い支援技術を持つ職員の確保が求められている。

[入所者の障害支援区分の状況（入所者全体に占める障害支援区分別入所者の割合）]

障害支援区分※	H21. 3. 31 現在	R5. 3. 31 現在	R5-H21
区分 6	51.4%	80.5%	+ 29.1%
区分 5	37.5%	15.9%	△ 21.6%
区分 4	11.1%	3.6%	△ 7.5%

※障害支援区分：障害の特性や状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示すもの。区分6は必要とされる支援の度合が最も高い。

[入所者の高齢化状況（入所者全体に占める年齢区分別入所者の割合）]

年齢区分	H21. 3. 31 現在	R5. 3. 31 現在	R5-H21
60歳～	16.2%	35.1%	+ 18.9%
30歳～59歳	71.5%	61.3%	△ 10.2%
～29歳	12.3%	3.6%	△ 8.7%

- このような中、少子高齢化による担い手不足に伴い、福祉分野においてはより一層の人手不足が進むと予想され、入所者の障害特性等に応じた適切なサービスを提供していくためには、安定的な人材の確保と育成が必要となる。
- こうした状況を踏まえ、事業団において自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要がある。

3 対応方針

(1) 自主・自立した運営

- 事業団は、これまでの県出資団体等調査特別委員会からの提言や、あすなろの郷再編整備計画を踏まえた施設運営を行うにあたり、自主的判断に基づく効率的・効果的な施設運営と人材の確保に向けた処遇改善等に取り組むため自立化する（県出資金1千万円を返還）。
- また、あすなろの郷の再編に合わせた運営体制や給与体系の見直しなど、その事前準備等のため早期に県に出資金を返還し自立化する。

[自立化の経緯]

- ・ 事業団では、平成26年県出資団体等調査特別委員会からの提言及びあすなろの郷再編整備計画を踏まえ、計画が一部変更された令和2年12月以降、再編整備後の法人の運営体制等について検討を行ってきた。
- ・ 検討の結果、事業団では、再編整備後、指定管理事業に加え、あすなろの

郷敷地内の既存施設を活用した自主事業を実施する必要があること、また、福祉分野における人材不足が進むなか、安定して人材を確保していく必要があることから、自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善などに取り組むため、理事会、評議員会において県出資法人からの自立化を決定した。

(2) 自立化後の対応

- 迅速な経営判断による効率的な施設運営、独立採算による自主事業の展開
- 処遇改善加算制度*を導入し、非正規職員の賃金改善など給与体系の見直しを実施
 - ※処遇改善加算制度とは、キャリアパスや職場環境の改善などの一定要件を満たす事業所に対して賃金改善のための加算額を支給する制度
- 入所者の障害特性等に応じた柔軟かつ迅速な人材確保
- 県からの人的・財政的関与の縮減
 - (派遣職員（事務）の引上げ、運営費補助金の廃止)

(3) 自立化に向けたスケジュール

- ・ 令和5年5月 事業団理事会の承認
- ・ " 6月 事業団評議員会の承認
- ・ " 7月 事業団から県へ出資金返還の申請
- ・ " 10月 事業団から県へ出資金返還、事業団の自立化

(4) 今後の経営計画

- 事業団の自主事業における今後の経営計画について、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）入所対象者以外の方を全員受け入れた上で、概ね安定した事業収支が見込めることを確認。

[今後の経営計画] (単位：百万円)

年度	R7	R12 頃
入所者数	200 人	160 人
収入 A	1,144	918
支出 B	1,126	916
収支 A-B	18	2

(5) 自立化後の県の指導等

- 自立化後は出資法人等指導監督基準の対象外となるため、指導監督に係る事前協議は不要となるが、他の社会福祉法人と同様、関係法令に基づき指導・監督を行う。
- また、あすなろの郷の指定管理者として指定管理に係る基本協定書に基づき、必要に応じて指定管理業務に係る指導等を行う。
- 事業団の自立化による、入所者等へのサービスの提供や支援員の就労環境等に大きな変化はなく、他の障害福祉サービス事業所への影響もない。

青少年会館の次期指定管理について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 現状

(1) 施設の概要

- 青少年会館は、昭和 55 年に青少年団体の活動拠点として開設され、以来、青少年、青少年関係団体の福祉の増進に長年寄与している。
- 会館には、入居団体の事務室、青少年等の研修や活動の場となる研修室、青少年に対して健全な旅行を奨励する宿泊施設を設置している。
- 平成 8 年 10 月に「低廉な料金で、かつ、規則正しく、青少年を宿泊させ、交歓させること」を目的とし、「偕楽園ユースホステル」の運営を開始した。昨年度までの 27 年間で累計 10 万 5 千人が利用している。

(2) 施設の利用状況

- 開設以降の利用者数のピークは宿泊が 5,741 人（平成 19 年度）、研修室は 89,193 人（平成 19 年度）。
- 宿泊室を中心に利用者がピーク時から減少傾向。

(単位：人)

年度	H19 (利用ピーク時)	H30	R1 (コロナ禍)	R2 (コロナ禍)	R3 (コロナ禍)	R4 (コロナ禍)	R5 (6 月末時点)
宿 泊	5,741	2,922	2,972	626	734	1,559	621
研修室	89,193	48,278	51,965	15,237	29,613	43,392	13,637
合 計	94,934	51,200	54,937	15,863	30,347	44,951	14,258

- 青少年会館は青少年等の利用を原則としている。しかしながら、研修室、宿泊事業とも、近年、一般利用が青少年等の利用を上回っている。

(青少年利用率の推移)

区分	H30	R1	R2	R3	R4
研修室	14.7%	14.1%	21.2%	14.9%	13.1%
宿 泊	55.9%	37.9%	21.6%	32.4%	24.4%

(3) 管理運営コスト

- 開設以来、宿泊事業の利用料収入の低迷(平均 4,946 千円)が続いており、全体収支は赤字が常態化している。
- 直近 5 年間の収支は△4,394 千円であり、指定管理受託者において赤字額を負担している。

(単位：千円)

年度	歳出計 (A)	歳入計 (B)	R4 決算				収支 (B-A)
			うち指定 管理料	うち利用 料収入	利用料の うち 宿泊分	うち県 支援※	
H30	38,361	37,457	25,526	11,917	4,357	-	△ 904
R1	41,103	39,479	26,610	12,868	5,432	-	△1,624
R2	33,644	33,013	26,610	5,553	1,364	848	△ 631
R3	37,727	34,338	26,610	6,586	1,394	-	△3,389
R4	39,212	41,366	26,610	10,028	3,301	4,728	2,154
					合計	5,576	△4,394

※コロナ禍における休館や物価高騰の影響を勘案し、県からの国交付金を活用し、支援を実施。

(4) 収支の要因分析

- 宿泊事業の運営には年間 1,100 万円程度の費用が必要である。
- 収支均衡には指定管理料に加え、約 540 万円の宿泊利用料収入が必要。
- 令和 4 年度は宿泊部門で約 200 万円の赤字となり、全体収支への影響が大きい。

(単位：千円)

区分	R4 決算			備考	
	合計	うち 宿泊	その他 経費		
歳出	人件費	16,389	3,340	13,049	
	修繕費	875	81	794	エアコン修繕
	施設管理費	9,704	5,496	4,208	冷暖房、ボイラー保守等
	その他管理費	11,858	1,801	10,057	光熱水費、消耗品費等
	事業費	386	-	386	
	歳出計 A	39,212	10,718	28,494	
歳入	指定管理料	26,610	5,344	21,266	
	利用料金(収入)	10,028	3,301	6,727	
	県支援金	(4,728)	-	(4,728)	R3 赤字補填分
	歳入計 B	36,638	8,645	27,993	
収支 (B-A)	△2,574	△2,073	△501		

※単年度の収支を明らかにするため、令和 3 年度の補填として特例的に実施した県補填金 4,728 千円を歳入から除いている。

(5) 平成 22 年県出資団体等調査特別委員会における提言及び対応状況

- 平成 22 年県出資団体調査特別委員会において、財団法人茨城県青少年協会が準精査団体とされ、統合・再編の方針が示された。

提 言 内 容	対 応 状 況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年や若者への支援という本団体の役割は依然として大きいですが、県立青少年会館の指定管理業務を受託できない場合、自立的経営は困難である。 ○ 今後、県による青少年や若者への支援の総合的、かつ一体的な実施とあわせて、指定管理者制度の適用の見直しや他の類似団体との統合・再編を含めて、団体や施設のあり方を幅広く検討したうえで、期限を定めて抜本的に見直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年 10 月に (財) 茨城県青少年協会と (社) 青少年育成県民会議が合併、(公社) 茨城県青少年育成協会となる。 ○ 施設については、安定した会館運営のために、利用料収入等の増加に取り組むこととし、宿泊事業については、全国規模の宿泊予約サイトの活用、利用者アンケートの実施、浴室・トイレの改修(平成 28 年度)などを行い利用者の利便性の向上を図った。

(6) 有識者、入居団体の意見

- 宿泊事業の終了については、昨今の利用状況を鑑みればやむを得ないと理解いただいている。

相手方	主な意見
茨城県ユースホステル協会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的なユースホステルは食堂で調理ができたり、ギターをひいて交流したりということが出来るが、青少年会館はそれができない。 ・県ユースホステル協会の活動の場として利用することは難しい。
茨城県青少年健全育成審議会(学識経験者、青少年関係団体代表者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・知らない人同士が仲良くなるユースホステルという形態は今では難しい。 ・支出と収益の額に疑問で、自分の会社ならもっと厳しいコストカットを行う。

2 課題

(1) ユースホステルとしての設備面での課題

- 青少年会館の宿泊事業は、当初は多人数利用の和室が中心となる会館利用者の宿泊施設として始まったものを、平成 8 年から偕楽園ユースホステルとして運営。
- このため、和室の大部屋であることに加え、風呂・トイレが共同であり、ユースホステルでは一般的に設置されている調理スペースや十分な広さの交流スペースがない。このような施設の特色が現在の旅行ニーズに合わず、長年にわたり利用率が低迷。
- 利用率の向上のため各種施策に取り組んできたが、風呂、トイレの個室化などは大規模な工事が必要となるため実施が難しく、抜本的な改善には至っていない。

(2) 宿泊室の利用が低迷していること

- 昨今の旅行需要の追い風を受け、利用率は約 13%まで改善してきているが、ピーク時（約 30%）と比べて依然半数程度である。
- また、一般客の利用が 75%を占めており、青少年等の利用が伸び悩んでいる。

(3) 宿泊室の利用料金が低廉で収益確保が困難なこと

- 本県の宿泊料金は、県内の社会教育施設を参考とした価格設定のため、安価に設定されており、他県施設の最安値と比較して児童生徒、青少年で約 2 千円の差がある。

ア 利用料金（本県・洋室）

（単位：円）

児童生徒	青少年	一般(1名)	一般(2名以上)
540	1,090	3,440	2,650

イ 利用料金（他県公営ユースホステルの最低利用料金）

（単位：円）

児童生徒	青少年	一般(1名)	一般(2名以上)
2,400～3,400	3,390～5,100	3,600～5,100	3,400～4,400

3 対応方針

- 青少年会館は、開設以来、青少年団体の拠点として活用されており、引き続き県において運営を継続する。
- 一方、宿泊事業（ユースホステル）については、社会教育施設を参考にした低廉な価格設定により運営を継続してきた結果、受託者は過去 5 年間で総額 4,394 千円の赤字額を負担しており、経営努力のみでこの状態を改善することは困難であるため、運営を終了することとする。
- 今後は、県営のユースホステルに代えて、民間のユースホステルの誘致・開拓や、青少年会館の宿泊機能を有効活用する民間活力の導入の可能性についても検討を進めていく。

4 今後のスケジュール

- 次期指定管理者公募（8月24日～10月5日）
- 次期指定管理者の選定（10月下旬）
- 第4回定例会に指定管理者の指定議案を提出（12月）
- 第1回定例会に「茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例」の改正議案を提出（R6年3月）
- 新たな指定管理者による管理運営の開始（R6年4月）

令和 5 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係等〕

- 1 第 99 号議案 令和 5 年度茨城県一般会計補正予算（第 3 号）・・・ 2

- 2 第 112 号議案 工事請負契約の締結について・・・ 5
（県立あすなろの郷セーフティネット A 寮棟他新築工事）

- 3 報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について・・・ 8

令和 5 年 9 月 14 日

福 祉 部

第 99 号議案

令和 5 年度 茨城県一般会計補正予算（第 3 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	2,000,938	2,000,938	-

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	127,559,864	2,000,938	129,560,802
4 長寿福祉費	43,123,934	2,000,938	45,124,872

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・ 介護施設等感染拡大防止事業費 2,000,938 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>介護施設等感染拡大防止事業</p>											
<p>1 予 算 額</p>	<p>2, 0 0 0, 9 3 8 千円</p>											
<p>2 現況・課題</p>	<p>介護サービスは、利用者やその家族等を支えるために必要不可欠なものであることから、感染症対策を継続して行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。</p> <p>また、第8波（令和4年11月から令和5年2月頃）では、新型コロナウイルス感染症の変異により、重症化率が低くなった一方、感染力は強くなったため、施設内療養者数が大幅に増えたこと、さらにクラスター発生施設への施設内療養費の補助額上乘せが継続されたことなどから、事業の予算を拡充する必要がある。</p>											
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>高齢者は、重症リスクが高く、感染症の5類移行後も引き続き感染対策を継続する必要があるため、サービス継続に係る消毒、清掃費用等のかかり増し経費及び施設内療養費を支援する。</p>											
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>[事業概要]</p> <p>1 サービス継続に係るかかり増し経費</p> <table border="1" data-bbox="494 1160 1426 1496"> <tr> <td data-bbox="494 1160 667 1285">補助先</td> <td data-bbox="667 1160 1426 1285"> <ul style="list-style-type: none"> 感染者・濃厚接触者が発生した施設等 居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1285 667 1368">補助対象</td> <td data-bbox="667 1285 1426 1368"> <ul style="list-style-type: none"> 消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 衛生用品の購入費用等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1368 667 1496">補助基準額</td> <td data-bbox="667 1368 1426 1496"> 施設種別ごとに設定 <ul style="list-style-type: none"> デイサービス1事業所あたり 462 千円 特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等 </td> </tr> </table> <p>2 施設内療養費</p> <table border="1" data-bbox="494 1552 1426 1753"> <tr> <td data-bbox="494 1552 667 1632">補助先</td> <td data-bbox="667 1552 1426 1632">施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1632 667 1753">補助額</td> <td data-bbox="667 1632 1426 1753"> 施設内療養者一人あたり最大 30 万円 ※クラスター発生施設への補助額上乘せ継続 </td> </tr> </table>		補助先	<ul style="list-style-type: none"> 感染者・濃厚接触者が発生した施設等 居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業 	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 衛生用品の購入費用等 	補助基準額	施設種別ごとに設定 <ul style="list-style-type: none"> デイサービス1事業所あたり 462 千円 特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等 	補助先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）	補助額	施設内療養者一人あたり最大 30 万円 ※クラスター発生施設への補助額上乘せ継続
補助先	<ul style="list-style-type: none"> 感染者・濃厚接触者が発生した施設等 居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業 											
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 衛生用品の購入費用等 											
補助基準額	施設種別ごとに設定 <ul style="list-style-type: none"> デイサービス1事業所あたり 462 千円 特別養護老人ホーム 38 千円×入居定員 等 											
補助先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）											
補助額	施設内療養者一人あたり最大 30 万円 ※クラスター発生施設への補助額上乘せ継続											
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p><令和4年度事業の実績></p> <table border="1" data-bbox="494 1865 1426 1955"> <tr> <td data-bbox="494 1865 962 1910">補助事業者数</td> <td data-bbox="962 1865 1426 1910">補助額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="494 1910 962 1955">1, 216 事業所</td> <td data-bbox="962 1910 1426 1955">2, 868, 916 千円</td> </tr> </table>		補助事業者数	補助額	1, 216 事業所	2, 868, 916 千円						
補助事業者数	補助額											
1, 216 事業所	2, 868, 916 千円											



介護施設等感染拡大防止事業



【R5.9月補正予算額 2,001百万円】

福祉部長寿福祉課

介護保険指導・監査G (029-301-3343)

感染者等が発生した介護施設等に対し、サービスを継続するためのかかり増し経費や、医療機関の負担軽減を図るための施設内療養費用を支援します。

感染者等が発生した介護施設等に対し、サービス継続に係るかかり増し経費及び施設内療養費を支援

- ・補助先：感染者等が発生した施設及び施設内療養を行った入所施設等
- ・補助対象：①消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ②衛生用品の購入費用等
③施設内療養に要する費用（1名につき最大30万円）等

事業予算を拡充 2,001百万円

①国の補助制度継続分（1,141百万円）

- ・1日あたりの施設内療養者数が小規模施設（定員29人以下）で2名以上、大規模施設（定員30人以上）で5名以上を超える場合、療養者1名につき1万円/日を追加補助等

②今後の感染拡大への備え（860百万円）

- ・これまでの新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、昨年度の第8波に対して2023年度予算で対応した所要額相当分を計上



提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

<p>議案の名称</p>	<p>工事請負契約の締結について (県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事)</p>														
<p>1 予算額</p>	<p>2, 1 2 1, 3 5 0 千円 (契約額)</p>														
<p>2 現況・課題 3 必要性・ねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 4 8 年に開設されたあすなろの郷は、施設の老朽化・狭隘化が進んでいる。 ・ そこで、県と民間事業者との役割分担の考え方にに基づき、県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方への支援に特化した「セーフティネット棟」を整備する。 														
<p>4 内 容</p>	<p>県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事について、次により請負契約を締結しようとするもの</p> <p>(1) 契約相手方 コスモ・大貫・大内特定建設工事共同企業体 代表者 水戸市けやき台 2 丁目 13 番地 2 コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 勇夫</p> <p>(2) 契約額 2, 1 2 1, 3 5 0 千円</p> <p>(3) 工事の概要 ア 工 事 名 県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事 イ 工事場所 水戸市杉崎町地内 ウ 構造規模 地上 1 階建て・木造ほか エ 面 積 5, 288. 69 m² オ 工 期 令和 5 年 10 月から令和 7 年 3 月まで</p> <p>※前定例会にて、セーフティネット本棟の新築工事などの工事請負契約の締結が可決されている。</p>														
<p>5 参考事項</p>	<p>【スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="491 1700 1426 1834"> <thead> <tr> <th>2021 年度 (R3)</th> <th>2022 年度 (R4)</th> <th>2023 年度 (R5)</th> <th>2024 年度 (R6)</th> <th>2025 年度 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本設計</td> <td>実施設計</td> <td colspan="2">工事</td> <td>供用開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>【あすなろの郷の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所 在 地：水戸市杉崎町 ・ 開 設：昭和 48 年 ・ 入所定員：障害者支援施設 462 名、医療型障害児入所施設・療養介護事業所 40 名 					2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)	基本設計	実施設計	工事		供用開始
2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)	2025 年度 (R7)											
基本設計	実施設計	工事		供用開始											



本棟入口（イメージ）



鳥瞰図（イメージ）



寮棟共用部（イメージ）

茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟

2025年度の供用開始を 目指して・・・

1973年開設のあすなろの郷では、築後約50年が経過して施設の老朽化が進行していることから、新たにセーフティネット棟を建設します。

県は、民間事業者が提供する障害者支援施設等の利用が困難な重度の障害がある方^{*}の支援に特化し、セーフティネットの役割を担います。

※支援区分6かつ強度行動障害のある方もしくは医療的ケアが必要な方

■建物概要

工事は2工区に分割して施工します。

工区①セーフティネット本棟（病院・医療ケア支援）

▶上図（鳥瞰図）手前側の低敷地部分

[構造] 地上2階建・RC造一部S造

[延床面積] 約13,200㎡

工区②セーフティネットA寮棟他（強度行動障害者支援）

▶上図（鳥瞰図）奥側の高敷地部分

[構造] 地上1階建・木造ほか

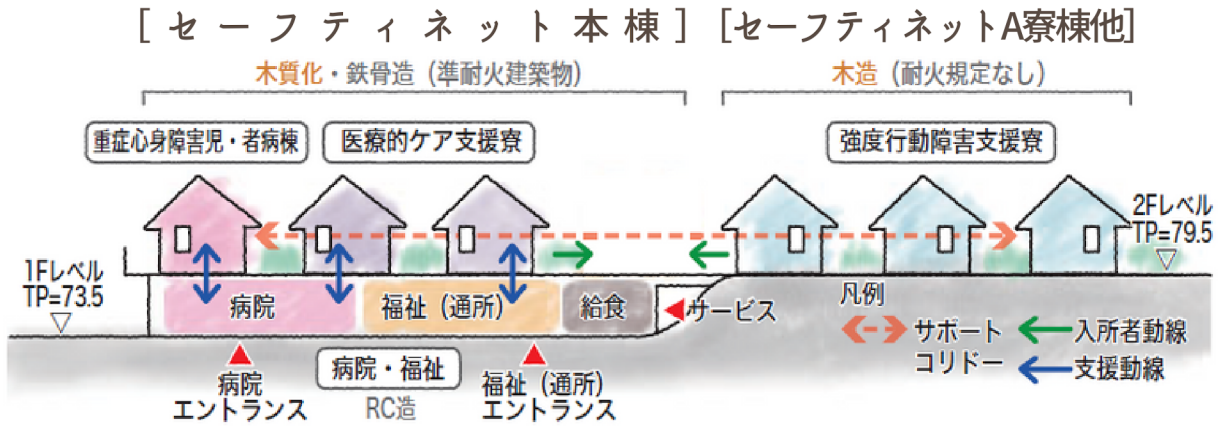
[延床面積] 約5,300㎡

■建設スケジュール

2021年度 → 2022年度 → 2023年度 → 2024年度 → 2025年度
 基本設計 実施設計 着工 竣工 供用開始

～敷地の高低差を活用した合理的な配置計画～

■敷地高低差を活用し、アクセスしやすい1階に地域利用のある病院・福祉（通所）機能を集約



■2階レベルに居住空間を分散配置することで明確に機能を分け、利用者が安心して生活できる場を実現

「セーフティネットA寮棟他」

「セーフティネット本棟」

本棟共用部（イメージ）

寮棟渡り廊下（イメージ）

【施設区分】	【工区分】	【対象区分】	【寮区分】
障害者支援施設	セーフティネット A寮棟他	強度行動障害が ある障害者	▼A寮：40名
			▼B寮：40名
			▼C寮：40名
			合計：120名
セーフティネット 本棟	セーフティネット 本棟	医療的ケアが必 要な障害者	▼D寮：40名
			▼E寮：40名
			合計：80名
病院兼医療型障 害児入所施設兼 療養介護事業所		重症心身障害児 (者)等	▼入所：45名
			▼短期入所：5名
			合計：50名

茨城県福祉部障害福祉課（企画担当）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 ☎(029)301-3357

報告第4号

別記1

和解について

福祉相談センター所属の軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

2 和解の内容

(1) 令和3年7月8日（木）午前11時20分頃、東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1955番地2地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

福祉相談センター所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方(1)の小型貨物自動車に衝突し、その衝撃で同車両が相手方(2)所有の工作物に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 552,576円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦